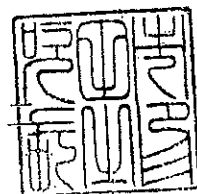


2 土道第 400-4 号
令和 3 年 1 月 4 日
(2021 年)

吹田市個人情報保護審議会会長 様

吹田市長 後 藤 圭



個人情報の保護について (諮問)

吹田市個人情報保護条例第 1 2 条の規定に基づき、下記の事項について諮問
します。

記

統合型GIS基盤の道路占用システムに係る個人情報の保護について

統合型GIS基盤の道路占用システム機能追加に伴う電子計算機処理について

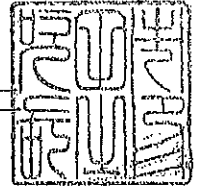
1 諮問する項目 (諮問の根拠)	電子計算機処理の制限 (吹田市個人情報保護条例第12条第1項)
2 対象業務	統合型GIS 道路占用システム機能追加業務
3 業務の概要	<p>1 目的 道路占用申請、施行承認申請について、許可書作成事務・更新作業・道路占用料の請求作業が膨大かつ適正管理が求められる。現状、申請内容毎に職員作成のExcel、Accessに入力しているが、一元的な管理ができておらず、事務処理に無駄や不十分さが生じている。システム構築により、許認可業務の業務効率化として、一元管理の実現及び起案作成～許可書発行までの書類作成事務の効率化を図る。</p> <p>2 効果 ①サービス向上 … 別紙「申請パターン図」のとおり二次元バーコード等読み取りにより、窓口における受付簿記入及び入力項目の未入力指摘にかかる時間の短縮が可能となる。また、システム管理をすることで工事完了届の未提出等工事の抽出が容易となるため、適切な時期に復旧指示ができる。 ②管理最適化 … 膨大で多岐に渡る道路占用物について、現状申請書のみで管理している情報を、位置情報と併せてデータベース化することにより検索を容易にできる。 ③業務時間の捻出 … 電子化することで職員による入力誤りがなくなり、自席パソコンで内容確認可能になることで決裁に要する時間を短縮でき、他の事務処理時間短縮、時間外勤務の削減を推進する。</p> <p>3 個人情報の取扱い 別紙「システム・ネットワーク構成」参照</p> <p>4 情報セキュリティ対策 別紙、「システム・ネットワーク構成」のとおり、情報政策室所管の統合型GISと連携するシステムであることから、庁内ネットワークに接続できる端末のみ閲覧</p>

	<p>可能となります。</p> <p>システムに入力したデータは、インターネットと分離されたL G W A N回線を使用し、安全に保たれ外部流出を防ぎます。</p> <p>入力データを保管するデータセンター要件は、別紙「吹田市統合型GIS再構築業務仕様書 4. (3) データセンター要件」の通りの内容となっており、十分なセキュリティ対策を講じているデータセンターを利用します。</p> <p>個人情報は、安全なデータセンターで保管されます。</p> <p>外部からのアクセスは、ファイアーウォールにより不可能です。</p> <p>なお、令和2年度に同様の機能追加構築を統合型GIS導入事業者が実施しています。</p>
4 個人情報の内容	<p>申請様式内容</p> <p>(1) 住所</p> <p>(2) 氏名 (法人名称含む)</p> <p>(3) 電話番号</p> <p>(4) メールアドレス</p> <p>(5) 担当者名</p> <p>(6) 担当者電話番号</p> <p>(7) 施行事業者住所</p> <p>(8) 施行事業者名称</p> <p>(9) 施行事業者氏名</p> <p>(10) 施行事業者電話番号</p> <p>(11) 印影</p> <p>のうち、担当者名など個人の情報に係る項目 (印影含む) を個人情報として取扱います。</p> <p>法人名称で申請された項目は、個人情報として取扱いません。</p>
5 審議に諮る理由	<p>今回の業務が、これまでの手作業処理から新たに電子計算機処理を行おうとする業務であり、吹田市個人情報保護条例第12条第1項により、審議会の意見を聴かなければならないため。</p>
6 今後の予定	令和4年4月1日 稼働予定
7 担当室課	道路室

2 行情第 483-3 号
令和 3 年 1 月 7 日
(2021 年)

吹田市個人情報保護審議会会長 様

吹田市長 後 藤 圭



個人情報の保護について（諮問）

吹田市個人情報保護条例第 12 条及び第 13 条の規定に基づき、下記の事項について諮問します。

記

電子申込システム機能追加に伴う新たな電子計算機処理及び実施機関以外のものとの電子計算機の結合に係る個人情報の保護について

電子申込システム機能追加に伴う新たな電子計算機処理について

1 諮問する項目 (諮問の根拠)	電子計算機処理の制限 実施機関以外のものとの電子計算機の結合の制限 (吹田市個人情報保護条例第 12 条及び第 13 条)
2 対象業務	電子申込システム運用業務
3 業務の概要	<p>(1) 目的 吹田市では、市民や事業者からの簡易な電子申請（講座申込や水道の閉開栓など）を扱うシステムとして「電子申込システム」を運用していますが、本システムにて、「子育てワンストップサービス」等のマイナンバーカードを利用したオンライン申請等の（以下「ぴったりサービス」という。）機能を追加し、並びに要配慮個人情報の取り扱いを開始します。</p> <p>(2) 効果 ぴったりサービスについては、平成 29 年度から国が提供する「マイナポータル」というインターネット上のホームページにおいて、電子申請の運用が全国的に開始されました。現行方式では、電子申請されたデータを電子データのまま取り扱うことができず、申請用紙等を担当者が都度印刷しなければならないため、事務処理の効率が悪く、負担が増大しています。また、申請フォームも利用者（市民）にとって使いやすいものではないため、利用が伸び悩む一因となっています。</p> <p>今般のコロナ禍を受けて行政手続のオンライン化に対する要望が高まる中、上記 2 点の問題を解消するために、本市が独自導入している「電子申込システム」とマイナポータル、さらに本市の個人番号利用事務系（本市では「住民情報系ネットワーク」と呼ぶ。）を連携させることで、利用者の利便性向上、対象手続の拡大及び事務処理の効率化を図るとともに、将来的には各業務システム間でのデータ連携による、行政事務の切れ目なき ICT 化を目指すものです。</p> <p>(3) 個人情報の取扱い 別紙「システム構成図（ぴったりサービス）」参照 電子申込システムは、市民がインターネット上の入力画面から申込み内容を送信することでシステム内に申請</p>

	<p>内容が保存され、その内容をL GWANを通して業務担当者（吹田市職員）が確認・受付できるシステムです。当該システムは、セキュリティが万全に施されたL GWAN内のデータセンター内に構築されており、個人情報を含む申請データについても同様に保管されます。また、庁内へのデータダウンロードについては、インターネットと分離されたL GWANを利用するため、安全が確保された環境で個人情報を取り扱うこととなります。</p> <p>(4) 情報セキュリティ対策</p> <p>本システムにて「ぴったりサービス」を利用、並びに要配慮個人情報を取り扱うにあたっては、既存の電子申込システム内に専用の個人情報を取り扱うための領域を設け、その領域には、個人番号利用事務系の端末からのみアクセスできるようにすることで、現行の電子申込システムとは区別されたセキュリティ対策に基づいた運用が可能となっています。その他にも、24時間365日の監視やL GWAN内でも暗号化通信を実現するなど、様々なセキュリティ対策を講じています。</p>
4 個人情報の内容	<p>(1) 新たに取り扱う個人情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人番号(マイナンバー) ・口座情報 ・各種申請で必要となる被保険者番号等 <p>(2) 新たに取り扱う要配慮個人情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険等の認定状況 ・被保険者の状況 ・障がい者在宅等世帯の該当状況 ・対象児童の情報（出生時や現在の情報） ・療育施設での訓練経験の有無 ・保護者の情報 ・既往歴、アレルギー情報 ・児童の出生時身長・体重 ・その他ぴったりサービス対象手続で取り扱う個人情報
5 審議に諮る理由	<p>現在運用している電子申込システムについては、個人識別符号や要配慮個人情報以外の個人情報を扱うことで、稼働開始前（平成30年度）の個人情報保護審議会において承認いただいておりますが、ぴったりサービス</p>

	を本電子申込システムにて利用することになると、当初は想定していなかった個人識別符号(マイナンバー情報)及び要配慮個人情報を扱うこととなるため。さらに電子申込システムと本市の個人番号利用事務系を連携させるため。
6 今後の予定	令和3年4月1日 機能追加予定
7 担当室課	行政経営部 情報政策室

※1 LGWAN(総合行政ネットワーク):地方公共団体間のコミュニケーションの円滑化と情報の共有による情報の高度利用を図ることを目的として構築された、行政機関専用のコンピュータネットワーク。